

## 栃木市市民憲章の制定について

### 1 目的

市民のまちづくりへの参加意欲を喚起し、市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりをする上での市民の心構えや、行動指針として、市民憲章を制定するもの。

### 2 制定時期

平成32年度（2020年度）開催予定の市制施行10周年記念式典にあわせて制定する。

### 3 制定方法

栃木市市民憲章審議会において、市民から募集するキーワード等を参考にしながら、市民憲章の原案を作成し、議会の議決を経て制定する。

#### (1) 審議会委員の構成

- 学識経験者
- 関係機関、関係団体を代表する者  
自治会、商工関係、農業関係、福祉関係、女性、若者、文化関係、  
教育関係、子育て関係
- 公募による者

#### (2) キーワード等の募集方法

- 市民…広報紙折込によるチラシの全戸配布、市有施設へのチラシ設置、  
市ホームページへの掲載
- 小中学生…市内小中学校に依頼

### 4 スケジュール

平成31年（2019年）	5月	公募委員の募集
	7月	キーワードの募集
	6月	審議会の開催
	～翌3月	
平成32年（2020年）	2月	パブリックコメントの実施
	6月	議会への提案
	秋	市制施行10周年記念式典にあわせ公表

#### 【問合せ】

総務部 総務課 担当 潮田

TEL 0282-21-2342